

## 第40回佐賀地方裁判所委員会議事録

### 1 開催日時

令和6年5月17日（金）午前10時から11時30分まで

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所2階会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員長

小倉哲浩委員

#### (2) 委員（五十音順）

青野仁委員、北村寛典委員、木下和俊委員、中山泰道委員、橋本裕恵委員、松尾弘志委員、三井教匡委員

#### (3) 説明担当者

佐賀地方裁判所民事部裁判官 福本晶奈

#### (4) 事務担当

佐賀地方裁判所事務局次長 田中大光

佐賀家庭裁判所事務局総務課長 田中雅行

### 4 議事

(1) 佐賀家庭裁判所事務局総務課長が、第39回佐賀地方裁判所・佐賀家庭裁判所委員会のテーマである「裁判所の防災について」について出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

(2) 佐賀地方裁判所民事部裁判官福本晶奈が、テーマ「民事裁判のデジタル化について」に関し、説明した。

#### (3) 意見交換

（□は委員長、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、■は説明担当者）

□ 民事裁判のデジタル化に関する説明について、より良い民事裁判の

在り方や疑問に思う点など率直な御意見をお伺いしたい。

- 遠方で裁判をするときには飛行機で行くこともあったことに比べるとコストや手間が格段にかからなくなった。確認だが、利用者目線という言葉は誰を想定しているのか。
- 代理人もそうだが一般の利用者も想定している。
- デジタル化においては、官側の事情だけではなく、利用者側の視点も考えていかなければならないと考えている。
- 代理人がいる場合と本人訴訟の場合で利用者の視点は異なってくるのではないか。IT弱者への対応等は現状どうなっているのか。
- 裁判所からすると利用者目線というのは、弁護士からの視点を想定することが多いが、一般の方が利用することを想像することも大切である。
- ウェブ会議は、便利ではあるが、信頼できるものなのかということやその場に相手がいなくても不安になる点もある。普段から職場で使っていれば抵抗感はないかもしれないが、初めて使う人にとっては抵抗感が大きいのではないか。
- 職場等ではウェブ会議を使用することが増えているが、初めてウェブ会議を使用する人がいることも想定することが大切である。実際、期日等でウェブ会議を使用した実感はどうか。
- ベテランの弁護士等にはウェブ会議は無理ですと言われたこともあった。
- コロナ禍において学校では遠隔授業を行っていた。一番初めに困ったのは、授業にアクセスするための回線が不安定であったことである。裁判の途中で回線が切れてしまったケースやそういう場合の代替措置等はあるのか。また、高齢の世代は受容が難しいと思う。その場合は弁護士に依頼することになり、結局はコストがかかる。結果として、

高齢者層がデジタル化の利便性にあやかれないことになるのではない  
か。

- 回線の問題について、若い学生さん等はどのように対応していたか。
- 最初は手取り足取り教えてという感じだったが、最近は慣れてきて  
いる。
- 回線の状況が悪いときは、片方はウェブ会議、もう片方は電話会議  
で行った例もあった。ウェブ口頭弁論の期日で回線状況が悪くなった  
場合は日を変えてもう一度行うことになると思う。
- 利用する側のネット環境の条件等はないため、回線の細い人が参加  
する可能性もある。また、口頭弁論は公開することが憲法で決められ  
ているため片方を電話会議で行うということとはできない。争点整理に  
ついては、片方を電話会議で実施することも問題ない。
- 争点整理手続におけるウェブ会議の利用が約8割に止まり約2割が  
ウェブ会議を使用していないとのことであるが、どういう理由で使用  
されていないのか。
- 本人訴訟が一定数あるのも一つの理由だと思う。
- セキュリティに不安があるからウェブ会議ではなく出頭するという  
人もいると思う。
- 弁護士でウェブ会議を使っていない人は少ないと思う。
- ウェブ会議の利用によって行かなくてよい、距離を縮めることがで  
きるというのは大きいメリットである。セキュリティの面から考える  
と、裁判所に当事者が使えるブースがあって、遠方の裁判所とやり取  
りができる環境があると安心だと思う。
- 利用者目線からは、個人情報が本当に守られているのかという不安  
を払拭することが大切ではないか。特に、本人訴訟の場合に安心して  
利用できるようにするべきではないか。

- 当事者からするとT e a m sを利用すること自体に疑問があるかもしれない。
- ある程度セキュリティが保証されていることを前提に導入しているはずである。
- T e a m sを使ったウェブ会議で深刻なインシデントが起きたという報告は聞いていない。
- 裁判を電子化するというのはいつ決まったのか。
- 法律の規定で決まっており、その範囲内で行っている。今後、法改正が必要なものもある。
- 当事者が電子での裁判を行うことを拒否した場合はどうなるのか。
- 紙で提出することは可能だが、裁判所ではデータにて保存することになる。
- 期日に来たい人は来ることができるのか。ウェブ会議に抵抗感を持つ人もいる。将来的にはデジタル化が当然になると思う。デジタル化についていけない人たちがいる今のうちにデジタル化に対しどういう点に不安を持っているかなど聴いていかなければならない。
- 後ろ向きの意見を聞くことが重要であると思う。
- 証人尋問等もウェブ会議で行っているのか。
- 今でも、ビデオリンクを使うなど、出頭しなくていい方法もある。遠くに住んでいる方は、近くの裁判所に出頭してもらって証言をしてもらうという方法もある。
- 将来的に法廷がなくても裁判手続を行うことができるようになるのか。証人尋問など、出頭を要する手続は残るのか。尋問は出頭を要するというのであれば、デジタル化は利用者にとってあまりメリットにはならないかもしれないし、尋問は対面でなければ難しいという面もあると思う。また、ウェブ会議を利用している弁護士に、ウェブ会

議のメリット、デメリットなどアンケートをとったことはあるのか。  
その結果を踏まえた運用ができれば、より良くなると思う。

- 導入当初はアンケートなども実施していた。裁判所と弁護士会の意見交換会において、導入当初は不満の声が多かったが、現在はその声も減ってきていると感じている。
- 最初はT e a m s が使いにくいという意見もあったが、最近は慣れてきていただいて不満の声が減っているのだと思う。
- 現在は改善されているが、前までは電子提出でも裁判所の業務時間内にしか提出ができなかったため、24時間365日提出できるようにしてほしいという要望があった。要望や苦情が出なくなったのは諦めがあるのかもしれない。証拠書類が膨大になった場合でもT e a m s 提出することはできるのか。
- 現在、電子提出のためのシステムを開発中であり、容量等についても検討されていると思う。
- システム障害で提出ができないなどのニュースは見たくない。
- 時間が経ち、システムが大きくなり、当たり前前に動いていると問題が発生した場合に対応できる人がいないという問題が発生する危険性もある。
- 現在は、ウェブ会議での裁判は記録され、オンライン上で保存されているのか。
- 調書は紙で記録されている。将来的には調書もデータになると思う。
- 電子提出の普及状況はどうか。
- 利用している人と利用されていない人が二極化している。
- できればシステムを利用できていない人のレベルに合わせられるようなものにして欲しい。画面も使い勝手が良いように検討して欲しい。
- 最後に裁判所に求めること等あればお願いしたい。

○ 将来的には、よりデジタル化が進み、A I にできる分はA I に任せるなど、デジタル化を有効に使って欲しい。

(5) 次回の予定

佐賀地方裁判所委員会・佐賀家庭裁判所委員会合同開催

日 時 11月12日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 仮庁舎における障害者配慮について